

広島県告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町小島五〇三二の二、上五八六二の二、五八六二の四九、五八八二の二

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）